

いろは元気サロン本町管理運営及び介護予防事業等業務委託仕様書

この事業は、市内のサロンの管理と地域包括ケアシステムの一環事業として、介護保険法第 115 条の 45 第 1 項の規定（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して、地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日厚生労働省通知老発第 0609001 号）に定める介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）を実施し、適切なサービスの提供により高齢者が要介護状態にならないよう支援し、介護予防と効果的な生活習慣を身につけることで、生活の質（QOL）を高めることを目的とする。

- 1 業務名 (1) いろは元気サロン本町管理運営業務
(2) 介護予防事業等業務

- 2 対象者及び実施内容 次表及び別紙のとおり
なお、利用人数は状況に応じて変更することができるものとする。

区分	対象者	No.	主な業務種別	利用者負担金
サロン管理 (一般)	地域活動のボランティアを除き 60 歳以上の志木市民	1	サロン管理業務（いろは元気サロン本町）	利用料別会計
短期集中予防サービス事業（介護）	要支援 1・2 及び総合事業の「事業対象者」（以下、「事業対象者」）	2	①訪問型 理学療法士または作業療法士が訪問し、3～6 か月間、集中して専門トレーニング等を行い、事業対象者の心身の自立・改善を図る。 ②通所型 実施は、訪問型を補助する形態のみの実施も可能とする。理学療法士または作業療法士による専門トレーニング等を行い、事業対象者の心身の自立・改善を図る。	負担金あり
一般介護予防事業（介護）	65 歳以上の志木市介護保険第 1 号被保険者の資格を有する者（以下、「利用者」）	3	①介護予防の普及啓発を目的とした事業をニーズや状況に合わせて企画・実施する。 ②地域リハビリテーション活動支援事業（いろは百歳体操支援、地域ケア会議への出席、包括やケアマネジャーへの支援等）	負担金なし
事業共通		4	・事業周知 ・相談業務及び、他機関との連携調整（ケース会議等への出席含む） ・記録、報告書等の作成及び管理	

3 共通事項

- (1) 厚生労働省ホームページに掲載されている「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン 平成 30 年 4 月 1 日改正」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205730.pdf>
及び「介護予防マニュアル（改訂版：平成 24 年 3 月）」
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2009/05/tp0501-1.html> 等を参照し実施する。

- (2) 従事者は、業務を適切に遂行できる専門スタッフを必要人数確保する。管理責任者及び従事者の名簿に有資格者の資格証等の写しを添付提出し、変更があった場合も同様とする。なお、従事者については運営に支障がない限りで兼務することを可能とする。
- (3) 受託者は、実施業務の事故に対応するため、損害賠償責任保険に加入し、契約書等の写しを市へ提出する。(1人分の補償内容下限 死亡・後遺障害 1,000 千円、入院日額 1,500 円、通院日額 1,000 円)
- (4) 安全管理の徹底のため、事業対象者及び利用者の心身状態について常に気を配る。事故の発生や業務運営に支障をきたす恐れがある場合は、施設管理者と協力し直ちに必要な措置をとり、状況を市に連絡及び届出する。また、必要に応じAEDを設置する。
- (5) 利用者の健康と安全を保つため、徹底した衛生管理を行う。とくに感染症の蔓延期は、感染防止対策に努めるとともに、万が一、発生した場合を想定し、感染拡大を最小限にするための措置を講じることとする。
- (6) 天候及び非常災害等のため事業実施が危険となる恐れがあり、かつ長期的に休止をする可能性が発生したときは、利用予約状況と振替日程の可否を確認の上、市と事業の延期または中止を協議決定し、その旨を事業対象者及び利用者へ連絡する。また、可能な限り延期とし、心身の改善になるべく影響が出ないように配慮を行い、実施ができない期間が数日の場合は、心身の改善に影響が出ないよう振替対応をすること。その際、休止理由と休止日数はあらかじめ市に連絡し、承諾を得るものとする。
- (7) 志木市個人情報保護条例及び志木市委託契約約款を遵守し、個人情報の取り扱い等に万全を期する。業務上知り得た秘密は他人に漏洩せず、業務終了後も同様とする。
- (8) 事業対象者及び利用者からの苦情対応の体制を整え、苦情が生じた場合は速やかに報告し、意見を反映し、プログラム等の質的向上に努める。
- (9) 受託者の責めに帰すべき理由により、市に損害を与えたときは、賠償責任を負う。
- (10) 当該事業に係る書類は、事業終了後5年間適切に保存し、市が求めたときに開示できるものとする。
- (11) 施設、設備及び備品等に維持管理を適切に行うこととする。受託者の故意または過失により、備品をき損滅失した場合は、受託者の費用により同党の機能及び価値がある者を購入または調達するものとする。
- (12) 業務運営に必要な物品は委託料の予算の範囲内で購入し、委託料で購入した物品は市に帰属する。また、3万円以上の備品等を購入した場合は、台帳等で記録管理を行う。なお、マシン等の急な故障等により、予定外に高額な支出を要し、委託料の範囲での購入が困難な場合は、市と協議することとする。
- (13) 目的達成のため実施内容の検証を行うほか、定めのない事項及び疑義を生じる事項については、その都度協議する。

- 契約時の提出書類
- 1 業務体制連絡票・従事者名簿（緊急連絡先含む。）
 - 2 有資格者の資格証等の写し
 - 3 事業対象者及び利用者の損害賠償責任保険契約書等の写し

4 周知及び受付等

- (1) 適宜、市広報等に掲載するための原稿確認や受注者の創意工夫により、広く周知に努め協力を行う。周知用印刷物等を作成する場合は、市の受託事業と分かるよう明記し、必要時に市封筒を使用する。
- (2) 事業対象者及び利用者の事前の申込み及び取消しの受付手続きを受注者が行う。個々の状

況を踏まえた支援計画に基づいたサービスを実施し、終了後の状態維持も計画支援する。

- (3) 適切な指導のため日程表を作成し、事業対象者及び利用者に服装、持ち物等とあわせ、利用開始1週間前までに通知連絡等を行う。また、定員を超えてしまった場合の希望者や高齢者あんしん相談センターからの連絡については、利用可能日を伝え、希望があれば事前に連絡を取る体制を整える。キャンセルが発生した場合は、待機している希望者がいれば連絡を行う。業務に支障がなく体験などを含め自立となる利用が望ましい人に限り継続利用を認める。
- (4) 受付時間は、基本的に開所日の午前9時から午後4時までとする。
- (5) 次の事項に該当し、市が利用の取消しを決定した場合は、その旨を伝える。
- ① 事業対象者及び利用者でないと判明したとき
 - ② 利用により健康上の危険性を招くと判断されたとき
 - ③ 公の秩序または善良の風俗を害する行為を行ったとき

5 記録作成及び市への報告

- (1) 次の書類及びデータを作成し、市に提出する。個人のデータを的確に得て、選考（期間の延長に関わる）や改善プログラムに十分活用するとともに、体力測定等の重複を避け、効果的にデータを収集する。作成及び得られたデータは市に帰属する。

◆サロン管理に関する報告（一般）

- ①施設賃貸料支払い報告 … 10月、翌3月末まで
- ②利用者数・料金出納結果表 … 翌月20日まで
- ③周知用教室等イベント予定表等 … 前月まで

◆短期集中予防サービス事業に関する報告（介護）

- 事業開始月の翌月提出… 開始月の翌月20日まで

- ①【写し】介護予防ケアプラン
- ②【写し】短期集中予防サービス計画書・総合評価
- ③【様式3号】利用申請書兼個人情報の提供に関する承諾書

- 毎月提出 … 終了後、毎翌月20日まで

- ①【様式1号】事業報告書
- ②【様式2号】利用者測定結果集計
※体力測定等結果票にある活動内容も入力する。

- ③【様式任意】短期集中予防サービス利用者管理台帳（通所及び訪問）

◆一般介護予防事業に関する報告（介護）

- 事業開始月の翌月提出… 開始月の翌月20日まで

- ①【様式任意】事業計画（報告）書、事業チラシ等内容がわかるもの

- 毎月提出 … 終了後、毎翌月20日まで

- ①【様式1号】事業報告書
- ③【様式3号】利用者承諾書
- ④【様式任意】利用者台帳

◆共通に関する報告

- ①【様式4号】緊急対応連絡票 … 発生時直ちに、口頭連絡又は送付すること。
- ②【様式任意】事故報告書 … 発生後直ちに
- ③【様式任意】収支決算報告書…年2回（9月末日までを10月、3月末日まで4月）

※サロン管理、短期集中予防サービス、一般介護予防事業のそれぞれで作成する。

- (2) 実施した効果報告のヒアリングを定期的（年に2回程度）に行い、特に改善・効果に関する実績を報告及びデータ提出する。

6 支払方法・精算

- (1) 請求に基づき、市は必要な経費に相当する額（受託者が直接受納する額を差し引いた額）を委託料として支払う（年2回）。単価契約分の請求時期に関しては市と協議するものとする。
- (2) 請求書は、『いろは元気サロン管理運営業務（〇月期分）』、『短期集中予防サービス事業業務（〇月期分）』、『一般介護予防事業業務（〇月期分）』とし、振込口座も明記する。
- (3) 各収支決算報告書に基づき、精算を行う。
- (4) 前項のほか必要に応じ業務及び経理状況について、報告及び調査を行い、改善すべき事項が生じているときは、協議し決定する。

【実施内容詳細】

1 従事者

常時、事業を安全かつ確実に実施運営できる従事者数を配置する。なお、理学療法士及び作業療法士、運動指導士等、業務内容に合わせた専門職を適切に配置するものとし、他の業務と連携のうえで実施する。

2 サロン開所・業務時間

- (1) 開所日・勤務 週5日月曜日から金曜日 ただし、祝休日・年末年始（原則12月29日～1月3日※）を除き、必要に応じ、臨時開所・閉所を行う。
- (2) 開所時間 午前9時から午後4時30分（開所時間の前後に施設の施錠等管理を要する。）※カフェについては午前9時から午後4時までとする。
- (3) 所在地 志木市本町1-6-3
- (4) 設置備品 業務実施のため、施設内の下記の機器を活用可能とする。

○トレーニング用

- ①アブランチ・バックエクステンション、②メディモMR・運用システム、③滑車
④リカレントバイク、⑤ローイングステッパー他

○運営用

- ①PC、②カラー印刷機、③机・椅子、④ロッカー、④冷蔵庫、空気洗浄機・エアコン他

(5) 実施見込み

区分	料金	見込(目標値)
サロン管理運営（料金はボランティア会計）	1日100円	1,000人（延）
訪問C：訪問型短期集中予防サービスC	自己負担あり（月額単位） 金額は市と協議のうえ、 決定する	50人（実）
通所C：通所型短期集中予防サービスC		協議にて決定する
一般介護予防事業	なし	協議にて決定する
利用者把握及び地域リハビリテーション活動支援 ・いろは百歳体操支援 ・地域ケア会議・包括助言 ・事業周知（市広報）・利用促進 ・相談及び他機関連携調整	なし	20回 2回・随時 随時 随時

3 実施方法

1 サロン運営管理業務（一般）

○業務内容

- ①施設の賃貸料及び更新料、火災・賠償責任保険料を支払う。
- ②サロン管理に必要な清掃・消耗品補充等の全般を管理し、利用者の安全管理と施設設備の施設等を行う。
- ③湯茶提供や自主教室等にかかる運営ボランティアスタッフに、協力や育成サポートし、ボランティア分運営事業費の精算を支援する。
- ④地域や利用者とのコミュニケーションの形成を図るため、運営ボランティアスタッフと協力し、適宜、教室やイベント、周知等を実施するための協力を行う。

2 短期集中予防サービス事業（介護）

(1) 業務内容 短期集中予防サービス 訪問型

- ・実施人数 1日あたり2～4人程度
 - ・実施プログラム 1回のプログラム45分、週1～2回、期間は3か月～6か月
 - ・事業対象者利用負担金 1人ごと1か月当たりの利用料を事前に直接受納する。やむを得ない事情で中断した場合は返金する。
- ①介護予防ケアマネジメントを基に、初回サービス担当者会議への出席とアセスメント及びプログラムを作成する。利用は基本的に3か月とするが、継続で改善が見込まれ6か月にする場合は、開始時と同様にサービス担当者会議への出席等を行う。
 - ②要介護リスク等に合った、生活環境の確認・指導を行うとともに、運動器及び認知機能、栄養改善、口腔機能、廃用症候群等に効果があるリハビリテーションの指導を行う。
 - ③重要なセルフケアの継続及び習熟とともに、地域での介護予防活動へ参加を促し、意欲を引出し活動継続しやすいよう工夫した教育指導を行う。

(2) 業務内容 短期集中予防サービス 通所型

効果的な取組ができると判断される場合には、訪問型と組み合わせて実施する。

実施する場合は、訪問型（上記）の業務内容に準じて実施し、おおよそ週1回以上、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施する。

3 一般介護予防事業（介護）

- (1) 下記の例を参考に、介護予防の普及啓発を目的とした事業をニーズや状況に合わせて企画・実施する。なお、利用者の費用負担はなしとする。

【実施例】

◆個別支援（通所トレーニング）

- ・実施プログラム 1回のプログラム90分、週1回、期間は基本3か月
- ・高齢者あんしん相談センターや当該サロンで把握された、要支援の認定リスクが高く改善が見込まれる者に対し、アセスメントを行い自立に向けマシンを使用したリハビリテーション指導と体操等の介護予防指導を行う。なお、継続で改善が見込まれ6か月にする場合は、同様にアセスメント等を行う。
- ・リスク等に合った、運動器及び認知機能、栄養改善、口腔機能、廃用症候群等に効果があるリハビリテーションの指導を行う。
- ・重要なセルフケアの継続及び習熟とともに、地域での介護予防活動へ参加を促し、意欲を引出し活動継続しやすいよう工夫した教育指導を行う。

◆集団支援（介護予防に資する教室や講座等の実施）

- ・集団指導による効果的な介護予防の普及啓発を行い、ペアワークやグループワーク等を通して他社との交流も図る。
- ・感染症や災害等の影響により、利用者の通所が困難となった場合に、通所しなくても自身でできる運動を指導・助言し、セルフケアを促進する。

(2) 地域リハビリテーション活動支援事業

- ①理学療法士等の専門職は、地域の活動の場に出向き、実施内容の確認指導やリスク者の把握を行い、高齢者あんしん相談センターへの助言による対応を図る。
- ②理学療法士等の専門職は、地域ケア会議に必要時出席し助言するとともに、高齢者あんしん相談センターからの求めに応じ、自立支援に関する専門的助言を行う。
- ③事業の周知を随時行うとともに、市広報掲載等により連携し、利用促進を図る。
- ④随時相談を受け、必要時には他機関につなぎ連携する。

4 共通事項

- (1) 受付時に必要な帳票（基本チェックシート、承諾書、緊急連絡先、体調管理のチェック表、基本情報等）を作成し、開始前に血圧及び脈拍を測定し、利用可否の決定を行う。定期的にモニタリング等を行い、改善状況により他の事業への移行・継続等の必要性を把握する。
- (2) 安全や聴力等を配慮し、適度に休憩を設けるとともに、利用者により目的及び方法、効果等を明確にしなが、測定結果を提示しセルフケア指導を行う。
- (3) 市の啓発物の配布などの協力を行う。訪問場所の設備（机、椅子等）は破損に注意し、使用後は原状復帰する。
- (4) サポートとして、守秘義務などを理解及び習得したボランティアの活用も可能とする。

5 効果測定及び注意事項

- (1) 下記の参照項目等による、利用者の効果測定を行う。

*体力測定項目

基本測定項目3項目	タイムアップ&ゴー（3m）	開眼片足立ち時間	30秒間立ち上がり
-----------	---------------	----------	-----------

*基本日常活動チェック設問

設問	1	2	3	4	5
買物など1週間に平均で何日外出していますか。	わからない	0日	1～2日	3～4日	5～7日
このプログラム以外に、通いの運動教室や習い事等に参加していますか。	はい	いいえ			
1週間に平均で何日運動していますか。	わからない	0日	1～2日	3～4日	5～7日

- (2) 仲間づくりのため、利用者に対しリーダー的な役割は与えず、平準な活動の監督を行う。
- (3) 通所トレーニングにおいて、自主的な動機づけを明確に行うため、活動の自主化や組織化などについて依頼は行わないことを厳守する。